

行政による災害対応の民間への外部化についての考察

A Study on the Externalization of Disaster Response from Public Administration to the Private Sector

中村早希*1、宮本匠*2

Saki NAKAMURA*1, Takumi MIYAMOTO*2

近年、災害対応が基礎自治体によって対応しきれない状況が発生しており、その対応として非営利の災害支援団体に災害対応業務を委託するという事例が見られ始めている。災害支援活動が「ボランティアな性質」から乖離しつつあり、行財政改革や市町村合併によって基礎自治体の能力が低下している中、2025年の災害対策基本法改正は、災害支援を民間へ業務委託する流れをより積極的にしたと言える。本稿では、公共サービス一般における民間委託がもたらす3つの問題「自治体と受託業者の分断（問題①）」、「公共サービスの質の低下（問題②）」、「委託締結プロセスにおける非対称性（問題③）」の考察を踏まえ、これらの問題が災害支援の現場においても発生しうるかについて議論を行った。行政から委託を受けて災害支援を行っている民間団体の職員への聞き取りを行った結果、「業務委託」という形式が被災者のためのボランティアな支援活動を阻害しうる可能性が明らかになった。また、「市場の道徳的限界」の観点から、委託という形式が個人の道徳的・市民的な動機を減退させる可能性にも言及した。行政が被災対応の責任を負うという原則を担保しつつ、民間団体のボランティアな活動を可能にする資金の流れや枠組みが必要だと考えられる。

キーワード: 災害対応、被災者支援、業務委託、市場の道徳的限界

Keywords: Disaster response, Support for survivors, Outsourcing, Moral limits of market

1. はじめに

2025年5月28日に参議院本会議で可決された、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」は、災害対応におけるNPO・ボランティア団体の位置づけにおいて、一つの転換点になると考えられる。今回の災害対策基本法改正において、被災者援護協力団体の登録制度が創設されることで、国は登録団体に対し、被災者情報の提供、実費支弁を伴う救助業務協力要請、および必要に応じた協力要請が可能となる¹⁾。これにより、今まで重要な役割を担ってきた民間団体と行政との協働が進むという期待が高まる一方で、いくつかの懸念も指摘されている。例えば吉田(2025a; 2025b)は、この登録制度は、これまで困難であった緊急時における円滑な官民連携を実現するという期待を叶えるものである一方で、行政による管理強化、秘密保持義務や報告義務、協力義務といった責任の発生、さらには登録団体以外の自発的な活

動への影響といった点について懸念を示している。また、契約に縛られすぎることが柔軟な活動を阻害する可能性も否定できず、災害支援においては、想定外の状況に対応するための柔軟性が不可欠であり、そのためには形式的な枠組みだけでなく、深い相互理解と信頼関係の構築が重要となるとも主張している²⁾³⁾。今回の法改正について、令和7年7月1日に内閣府政策統括官(防災担当)によって出された「被災者援護協力団体登録申請にかかる事務取扱要領」を参照すると次のような一文がある。「第10災害救助法第8条2項に規定する協力命令にあつては、登録被災者援護協力団体の自主的な活動を尊重する必要があるため、都道府県知事が協力命令を発出する前に、登録団体と適切な業務の連携を図り、業務委託等、命令によらない協力の在り方を検討し、真にやむを得ない場合に命令を発出することを検討する必要がある」⁴⁾。つまり、今回の法改正によって可能となっ

*1 大阪大学人間科学研究科 大学院生

Graduate Student, Graduate School of Human Sciences, The University of Osaka

*2 大阪大学人間科学研究科 准教授・博士（人間科学）

Associate Professor, Graduate School of Human Sciences, The University of Osaka, Dr.Hus.

た災害救助法第8条2項の協力命令について、国も積極的に発出されることは想定しておらず、その代わりに「業務委託等、命令によらない協力の在り方を検討」とあるように、民間への業務委託を民間との連携の形として検討している。災害対応の業務委託は、新型コロナウイルス流行下で発生した令和2年7月豪雨の被災地で、避難所運営が初めて民間団体に業務委託されたのを皮切りに、2024年の能登半島地震においても避難所運営が業務委託された⁵⁾。

そこで本稿では、行政の災害対応が対価を伴って民間団体へと業務委託されることによりもたらされる諸問題を考察することを目的とする。なお、本稿は法制度の解釈や運用の妥当性についての検証は意図しておらず、災害対応の現場においてどのように委託が進行し、問題が起こるのかに焦点を当てた論考であることを明記しておく。本稿の構成は以下の通りである。まず、災害対応に限定されない公共サービス一般における民間への委託がはらむ課題について整理する(第2章)。次に、法改正以前から進行していた、災害支援活動がボランティアな姿勢から乖離しつつある状況について、災害支援の変遷および行財政改革や市町村合併の観点から論じる(第3章)。その上で、行政から委託を受けて災害支援を行っているNPO団体職員への聞き取り調査に基づき、支援の現場における業務委託の現状や課題について、公共サービス一般における民間委託が生み出す問題と照らし合わせながら考察する(第4章)。最後に、「市場の道徳的限界」の観点から、委託という形式が支援者の道徳的・市民的な動機を減退させる可能性について検討を加え(第5章)、どのような枠組みであれば被災者のための災害支援が可能となるかについて議論し(第6章)全体のまとめを記す(第7章)。

2. 公共サービスにおける民間への業務委託がもたらす3つの問題

災害対応の外部化に伴い発生する諸問題を議論するために、まずは既存の公共サービスにおける業務委託がもたらす課題を参照することが有益だと考えられる。本章では公共サービスの民間委託の問題について論じられている先行研究を概観し、どのような論点が存在しているかを整理する。

公共サービスの民間委託について議論されている先行研究は、藤井(2023)、馬場(2007)、小田切・浦坂(2005)、そして小田切・新坂(2007; 2010)等が存在する。これらの先行研究の指摘を整理すると、公共サービスにおける民間への業務委託がもたらす課題は、

「自治体と受託業者の分断(問題①)」、「公共サービスの質の低下(問題②)」、そして「委託締結プロセスにおける非対称性(問題③)」の3つに集約される。

問題①は、委託元である自治体と、委託先である民間業者との間に構造的な上下関係が生じることにより起因する。これにより、行政側には業務の丸投げが生じる一方で、民間側は契約書に書かれた行政の意向のみに固執し、最低限の業務のみを遂行する傾向が強まるという課題である。問題②は、問題①から派生し、受託業者は利益を生み出すためには必要最小限のサービスにとどまる可能性があるというものだ。これは特に災害時をはじめとする非常時での対応力の低下を招き、結果として住民が本来あるべき公共サービスを得ることができなくなるという危険性が指摘されている。これら問題①、②に関して、藤井(2023)は、清掃事業における行政改革の事例分析を通じ、公共事業の外部化によって業務に対して全面的な責任を負う主体が、現場から不在となってしまうリスクを示唆している⁶⁾。問題③は、委託の契約を結ぶ時点から、行政側の意向が強く反映され、民間側が不十分な費用の計上のもと受託を余儀なくされる問題である。行政からNPO団体等の民間団体に業務委託がされる場合、行政が選定・発注の主導権を握るという制度の性質上、適正な委託費用の算定がされない可能性があり、公正・客観的な評価体制の構築が必要であると主張されている⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾。

以上より、公共サービスを民間へと業務委託した際に発生する問題は、「自治体と受託業者の分断(問題①)」、「公共サービスの質の低下(問題②)」、「委託締結プロセスにおける非対称性(問題③)」にまとめることが出来る。それぞれは相互に関連し合いながら存在しており、委託を通して行政と民間との連携が希薄になったり(問題①)、対等で無くなったり(問題③)することによって、最終的に公共サービスを受ける市民の不便へとつながってしまう(問題②)のである。

3. 災害支援を取り巻く社会状況

このように、公共サービスの民間委託には、3つの問題が起こる可能性があると言える。しかし、仮に災害対応の外部化や委託が進行したとしても、被災者主体の支援を行う民間団体の自律性が維持されるならば、これらの問題は発生しないだろう。ただ、近年の災害支援や災害ボランティアの現場には、こうした期待とは相反する潮流が存在している。災害支援の民間委託がこの潮流と合わさることで、被災

者のために行われているという支援の本質が、被災者の手から一層遠のいていく懸念があると考えられる。本章では、近年の災害支援の動向と行財政改革や市町村合併による基礎自治体の縮小の傾向について概観し、それらが災害対応の現場にどのような影響を与えていたのか整理するとともに、先行研究を基に前章で確認された3つの問題が発生しているのかどうか分析を行う。

渥美(2014; 2017; 2019)は、2004年新潟県中越地震以降に定着した災害ボランティアセンターによる支援の効率的なコーディネート体制について、マニュアルの遵守が優先されるあまり、被災者の個別のニーズが対応されないという「被災者抜きの救援」が生じていると指摘している^{11) 12) 13)}。また、大門ら(2020)や、頼政・宮本(2022)による、被災地がどのようにボランティアを受け入れているかに焦点を当てた先行研究では、見ず知らずの外部者に対する警戒心がボランティアの管理・統制を加速させたと考察されている^{14) 15)}。さらに宮本(2019)や宮本・頼政(2025)は、人口減少と社会資源の縮小が進む被災地において、対応力やリソースの低下から、課題に対して社会全体が関心を失う状況が発生していることを指摘している^{16) 17)}。すなわち、近年の災害現場では、業務委託の進展を待たずして、被災者主体の課題解決に向けた支援が既に困難になりつつある状況が見て取れる。

そして、こうしたトレンドを整理するうえで、行財政改革及び市町村合併による基礎自治体の縮小¹⁸⁾¹⁹⁾という要因の検討は不可欠である。市町村合併は、地方自治体の支所機能の衰退を招いたという指摘や²⁰⁾、災害時における基礎自治体の対応力を低下させたとの議論もある²¹⁾。本来、災害対応の第一義的責任は自治体にあるべきだが、単独での対応の限界²²⁾から、対口支援(カウンターパート方式)の展開^{23) 24)}や、避難所運営を民間に委託するといった対処方法が見られ始めた。ここから、行財政改革と市町村合併は、基礎自治体の災害対応力を低下させ、結果として、大規模災害時に、他の自治体への協力要請や民間団体への業務委託という処置を講じる一因とな

ったと考えられる。

以上より、近年の被災者支援を取り巻く社会状況は、民間での災害支援の自律性が失われつつあり、基礎自治体の対応力の低下によって災害支援を他の自治体や民間に委託する傾向があると言える。これを踏まえ、平木・市古(2021)の指定管理者が委託を受けて避難所運営を担った事例を検証した先行研究²⁵⁾や、熊本県人吉保健所(2021)の令和2年7月豪雨の対応に関する報告⁹⁾を参照すると、行政との連携不足や実費支弁の不適切さが確認できる。これらは前章で提示した公共サービスの民間委託に見られる3つの問題のうち、「自治体と受託業者の分断(問題①)」および「委託締結プロセスにおける非対称性(問題③)」が現れた事例と捉えられるだろう。「公共サービスの質の低下(問題②)」の発生を実証的に論じた先行研究は管見の限り見られないものの、昨今の災害支援の状況を鑑みると、そのような問題が引き起こされる可能性は高いのではないかと考えられる。そこでこの推察を補強すべく、次章では災害対応の業務委託を実際に受けて活動したNPO団体の職員への聞き取り調査を実施し、その結果から考察を深める。

4. 災害支援の業務委託の実情

災害対応の委託を受けて、2020年の令和2年7月豪雨や2024年能登半島地震の支援に従事した、公益社団法人ピースボート災害支援センター、上島安裕氏に、現場の実態に関する聞き取り調査を実施した。聞き取りは2025年10月31日の午前10時30分から1時間程度実施し、オンライン上で行われた。聞き取りでは、実際に委託を受けて災害支援をした経験から、委託が始まった経緯や委託費用の位置づけ、ボランティアな支援を充実させるために必要なことなどについて尋ねた(表1)。この聞き取り結果と、本稿の中心の観点である「自治体と受託業者の分断(問題①)」、「公共サービスの質の低下(問題②)」、「委託締結プロセスにおける非対称性(問題③)」を照らし合わせ、災害の現場においてこれらの問題が発生する可能性があることを確認したい。

表 1. 聞き取り結果の概要

観点	聞き取り内容
ボランティアセンターの運営委託について	民間の資金で運営されていたが、行政の資金を使えるよう社会福祉協議会が要望を出し、2020年6月に救助法が施行され運営費を民間で委託できるようになった。
避難所運営の委託について	令和2年7月豪雨から。コロナ禍で他県の応援が受け入れにくい中で始まった。能登半島地震では支援調整に入っていたところ、避難所運営の運営職員が足りないということが入った。
委託費用の位置づけについて	救助費を当団体に使うことが委託費であると制度上なっている。災害救助に必要な費用を民間の不安定な寄付に頼るのではなく、行政が被災者支援を担保できるようにするという意図であり、民間団体への委託そのものを拡大することが目的だったわけではない。
委託費用の妥当性について	避難所運営の委託では支払いまでに時間を要する場合があります、一定の運転資金を有する団体でなければ対応が難しいことがある。また、見積額や請求内容について行政と支援団体の間で認識に差が生じることもあり、災害対応に必要な経費や運営実態について丁寧なすり合わせが求められる。特に避難所運営では急を要する細かな消耗品などについて稟議を取る手間がなく、自己資金(寄付)でまかなう場合もある。
団体の独立性を保つことについて	行政との協働関係を維持しながら、被災者のニーズに基づく提案ができるよう、委託事業以外の自主財源も確保している。
今後改善したいことについて	単純な委託の構造にしてしまうと、委託期間終了後に支援の継続性が失われる可能性があり、避難者がつらい思いをすることになる。本来は避難所運営だけでなく仮設住宅に移っていくところのサポートが必要な場合もある。小規模災害では寄付が集まりにくいことから、今後は支援団体に対する認知向上や、救助費を活用した安定的な支援体制の構築を進め、支援の継続性とノウハウを持つ人材の確保につなげていきたい。

まずは、先行研究からも確認できた問題①と問題③について、「避難所運営の委託では支払いまでに時間を要する場合があります、一定の運転資金を有する団体でなければ対応が難しいことがある。また、見積額や請求内容について行政と支援団体の間で認識に差が生じることもあり、災害対応に必要な経費や運営実態について丁寧なすり合わせが求められる。」という発言から、行政側が災害対応の実態をよく把握しておらず(問題①)、その上支払い対応にも時間を要して支援団体にとっては負担となり得ることが認められた(問題③)。さらに、「行政との協働関係を維持しながら、被災者のニーズに基づく提案ができるよう、委託事業以外の自主財源も確保している」という発言から、委託元の自治体に対して妥当な委託費を請求できるようにするための戦略、およびそれを可能にする資金力が必要とされているとも考えることができ、問題③に関連した課題と言えるだろう。また、災害支援の業務委託が拡大してきた経緯について、「災害救助に必要な費用を民間の不安定な寄付に頼るのではなく、行政が被災者支援を担保できるようにするという意図であり、民間団体への委託そのものを拡大することが目的だったわけではない。」という発言もあった。ここから、昨今の災害支援の業務委託の広がり、本来自治体が行うべき災害対応を、民間が担う際に、公の資金を投入できるよう要望が叶えられた結果であるということも確認できた。

そして、「公共サービスの質の悪化(問題②)」と

いう観点については、「特に避難所運営では急を要する細かな消耗品などについて稟議を取る手間がなく、自己資金(寄付)でまかなう場合もある」という発言に注目したい。この発言からは、災害支援では即興的な対応を必要とする場面が頻発することから、資金を得るための手続きで時間を要しては、その間に被災者が困難な状況に置かれてしまうという現場の実情が読み取れる。臨機応変な対応が必要とされている中で、今回聞き取りを行ったような資金力のある支援団体であれば、自己資金を用いてボランティアな行動をすることが出来るが、もしそうではない団体が委託を受けることになった場合、資金の無さを理由にボランティアな行動が制限されてしまうことが考えられる。そして、「単純な委託の構造にしてしまうと、委託期間終了後に支援の継続性が失われる可能性があり、避難者がつらい思いをすることになる。」という発言から、上島氏は業務委託の構造を工夫しなければ、長期的に必要とされている被災者支援は望めないという考えを持っていることが推察できる。すなわち、現在のような業務委託のあり方では、被災者のための現場の判断や、支援団体の意向の実現を阻み、最終的に被災者が困ることになってしまうのではないだろうか。そしてこのことは、問題②「公共サービスの質の悪化」を生み出す可能性があると言えるのではないだろうか。

以上より、災害支援における実際の業務委託の現場においても、問題①、②、③が存在しうることが分かった。団体として体制が整えられ、委託費以外

の財源があるならば、ボランティアな支援の可能性は残されている。しかし、十分な自主財源がなければ、現在の委託の構造には問題が残ると捉えてよいだろう。とはいえ自治体の縮小やリソースの減少から、被災自治体がすべての災害対応をできるようにする方針は現実的ではなく、行政の資金を投入しながら民間団体が自治体を支えていくという枠組みの中で、ボランティアな支援を可能にする方法を探っていくことが求められているだろう。ここで、新たな災害対応の構造を議論する前に、なぜ委託という形式で問題①、②、③が発生してしまうのかについて市場の道徳的限界の観点から考察を深め、新たな提案へと踏み出す土台としたい。

5. 市場の道徳的限界と災害支援

サンデル(2014)は、市場化がもたらす可能性について、腐敗の観点、すなわち市場を導入することで道徳的・市民的な善が失われたり損なわれたりすることを指摘している²⁶⁾。本稿で議論している災害対応の外部化は、この問題とも関連しているのではないだろうか。つまり、対価を伴って災害対応を民間に要請することによって、被災者のために活動するという自発的な側面が損なわれてしまうと言えるのではないだろうか。

Agmon(2024)は、市場の道徳的限界の議論を進展させ、市場をめぐる問題を「疎外」、「商品化」、「市場化」、「民営化」の4つに分類した²⁷⁾。「疎外」とは、権利や財などの価値のあるものを持ち主から切り離して他人に譲渡・移転可能にすることを指す。「商品化」とは、モノやサービスを道具や手段として測定し、売買可能にすることを指す。「市場化」とは、経済格差がそのまま別の格差につながってしまったり、財などのやり取りが需要と供給によって決定され、仕組みに競争が導入されたりすることを指す。「民営化」とは、モノやコトをコントロールする主体が誰なのかという次元についての議論を指す。特に「民営化」に関して、Cordelli(2020)は、特定の公共サービスを外部委託することは、公的制度を民間組織の

双方の正当性を揺るがすことになる」と指摘している²⁸⁾。

これらの4つの分類は、本稿で主張している民間への業務委託がもたらす3つの問題の分析を深める手助けとなるだろう。「自治体と受託業者の分断(問題①)」については、本来行政が行うべき業務が切り離されるという「疎外」が起こっていると言えるだろう。そして、「公共サービスの質の低下(問題②)」については、本来一人一人に寄り添って行われるべき被災者支援が、画一的なサービスになってしまうという「商品化」が起こっていると考えることが出来る。「委託締結プロセスにおける非対称性(問題③)」は、「市場化」によって需要と供給による価格決定のメカニズムが導入され、資金を持っている行政側へパワーバランスが偏ってしまった結果、引き起こされた問題だと整理することができるだろう。また、「民営化」の観点からは、上記3つの問題にとどまらない、災害対応を業務委託すること自体の正当性についての議論ができるだろう。そもそも、避難所への移動といった災害対応は、被災者にプライバシーや行動の制限を強いるものであり、それが「公の責任」において行われるからこそ、その正当性を保っていた。しかし、これが民間団体への業務委託という形で「民営化」されると、災害対応という行為が持つ本来の正当性が大きく揺らいでしまうのではないだろうか。

以上より、市場の道徳的限界の考えを用いると、本稿で主張している3つの問題の、より深い分析とさらなる議論の発展を期待することが出来る。しかし、業務委託のそもそもの正当性や弊害を議論することは、現代日本における自治体の縮小や災害支援の質の変化を踏まえると、あまり現実的な解決策にはつながらないだろう。そのため、公の資金をうまく民間団体へと流しながら、被災者のための支援を実現できる支援の構造が模索されなければならない。

6. ボランティアな支援を可能にする枠組み

これまで論じてきた、行政による災害支援の民間委託に伴う諸問題は、「市場の道徳的限界」をめぐる議論と重ね合わせることで、その構造をより整理することが可能となる。さらに、4章の聞き取り調査の結果と勘案すると、現状の災害対応における民間委託では、委託という財政的な枠組みが生み出す「行政と民間の非対称的な関係」に対して、民間団体が保持する「自律的な資金力」とが拮抗することにより、ひとまずボランティアな支援の質が保たれている状態であると解釈できる。しかし問題①、③がある程度発生しており、問題②の発生を防ぐために独自の資金で対応している状態では、災害支援を行政の資金で対応できているとは言えず、被災者支援の責任は一義的には基礎自治体にあるという制度の精神も十分に実現されていない。これらの問題の構造を整理したものが図1である。図1に示す通り、問題①と問題②は自治体と民間団体との関係の中で発生する。これにより、自治体と民間団体との連携が不十分となり、自治体が被災者に対して責任を負っているという事実も覆い隠されてしまう。そしてその結果、最終的に問題②へとつながるという因果関係が整理される。したがって、これら諸問題を防ぐためには、資金の流れの構造を再設計し、自治体が担っている責任が丸投げされることを防ぐと同時に、民間団体がボランティアな即興性を発揮できる環境を制度的に担保しなければならない。

その具体的な解決策として、民間団体の活動資金を行政から直接交付するのではなく、第三者的な組織等を経由するスキームへと転換し、資金の流動経路を変更するアプローチが有効ではないだろうか(図2)。この枠組みにより、災害対応の第一義的責任が行政にあることを明確にしつつ、民間団体を「受託者」ではなく「自治体を支える協働者」として位置づけ、柔軟な災害支援が可能になるのではないかと考えられる。行財政改革や市町村合併に伴う自治体機能の縮小により、災害対応におけるマンパワー

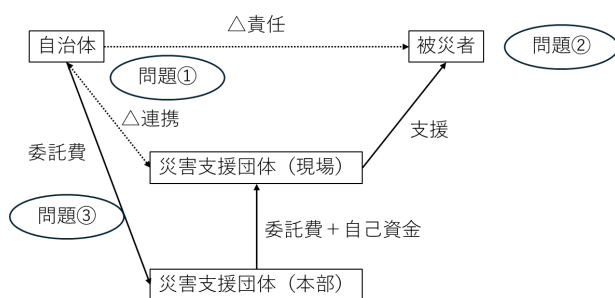


図1. 災害対応の業務委託と3つの問題の整理

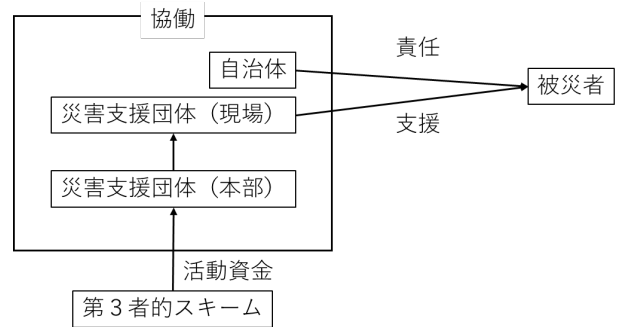


図2. 災害支援団体と自治体の新たな協力の形

や資源が常態的に不足する現代において、行政からの財政的支援は確かに必要である。しかし、従来の「委託」という形式に依存しない新たな支援の在り方を模索することは今後の被災対応における重要な課題であると言えるだろう。

7. おわりに

本稿では、災害対応が被災者中心のものから遠ざかっている現状や、市町村合併と行財政改革による基礎自治体の能力縮小、そして災害対策基本法改正による、「被災者援護協力団体の登録制度」の制定に関連した政府の意向から、災害対応の民間団体への業務委託が一般的な動向として定着しつつあることを踏まえ、災害対応の業務委託がもたらす可能性がある影響について議論した。そして公共サービス一般における、民間への業務委託で引き起こされると思われる3つの問題(「自治体と受託業者の分断(問題①)」、「公共サービスの質の低下(問題②)」、「委託締結プロセスにおける非対称性(問題③)」)が、災害の現場でも発生しうる可能性について、先行研究のレビューや災害支援団体職員への聞き取りから考察を行った。その結果、災害支援の業務委託においても3つの問題が発生する可能性があり、特に資金の流れをはじめとした委託の構造について改善の余地があると推察できた。そしてこれら3つの問題が市場の道徳的限界の議論とも重ね合わせられることを確認できた。被災者一人一人に寄り添い、即興性が重要になる災害支援の現場で、道徳的限界を現実的な方向で乗り越えるためには、資金の流れを工夫し、支援団体が自治体を支えていく形式を取る必要があるだろう。被災者のために行われている災害支援が形骸化しないよう、注意深く議論が進められるべきである。

9. 謝辞

本稿の執筆に際して調査にご協力いただいた、公

益社団法人ピースボート災害支援センター、上島安裕様に心より感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 内閣府(2025), 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の閣議決定について,
https://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/kihonhou_06.html (2025-06-12).
- 2) 吉田 建治(2025a), 災害対策基本法改正案閣議決定。被災者支援における官民連携の次のステージへの期待と不安。NPO CROSS, <https://npocross.net/3234/> (2025-6-12).
- 3) 吉田 建治(2025b), 法制度が想定する“ボランティア”とは何か—災害支援の多様な担い手と“官民連携”, NPO CROSS, <https://npocross.net/3272/> (2025-6-12).
- 4) 内閣府政策統括官(防災担当)(2025), 被災者援護協力団体登録申請にかかる事務取扱要領, 内閣府防災情報のページ,
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/dantai-touroku.html> (2026-5-27).
- 5) 熊本県人吉保健所(2021), 令和2年(2020年)7月豪雨災害対応検証記録, 熊本県,
https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/90333_127164_misc.pdf (2025-06-12)
- 6) 藤井 誠一郎(2023), 公共サービス提供における10年後の社会的課題, 公共政策研究, 23, 25-36.
- 7) 馬場 英朗(2007), 行政からNPOへの委託事業における積算基準—フルコスト・リカバリーの観点から—, ノンプロフィット・レビュー, 7(2), 83-95.
- 8) 小田切 康彦・浦坂 純子(2005), 企画公募型事業の委託プロセスにおける意思決定要因—大阪府を事例として—, ノンプロフィット・レビュー, 5(1), 43-55.
- 9) 小田切 康彦・新川達郎(2007), 行政との協働がNPOへ及ぼす影響: 事業委託を例として, (Doctoral dissertation, Doshisha University).
- 10) 小田切 康彦・新川 達郎(2010), 行政とNPOとの協働事業における評価導入の条件, ノンプロフィット・レビュー, 10(1), 13-26.
- 11) 渥美 公秀(2014), 災害ボランティア—新しい社会へのグループ・ダイナミックス, 弘文堂.
- 12) 渥美 公秀(2017), 災害ボランティア論の再構築に向けて, 災害と共生, 1(1), 3-7.
- 13) 渥美 公秀(2019), <助かる>社会に向けた災害ボランティア: 遊動化のドライブの活性化, 災害と共生, 3(1), 49-55.
- 14) 大門 大朗・渥美 公秀・稲場 圭信・王 文潔(2020), 災害ボランティアの組織化のための戦略, 実験社会心理学研究, 60(1), 18-36.
- 15) 頼政 良太・宮本 匠(2022), 日本における災害ボランティアセンターのこれまでとこれから—「公」と「民」の対立を乗り越えた先に, 実験社会心理学研究, 61(2), 37-56.
- 16) 宮本 匠(2019), 人口減少社会の災害復興の課題: 集合的否認と両論併記, 災害と共生, 3(1), 11-24.
- 17) 宮本 匠・頼政 良太(2025), 「公」の「縮退」後の災害対応は展望可能か—2024 能登半島地震から今考えられること—, 災害と共生, 8(1).
- 18) 総務省(2010), 「平成の大合併」について『『平成の大合併』について』の公表,
https://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/100311_1.pdf (2025-6-12).
- 19) 総務省(2023), 地方公務員数の状況,
<https://www.soumu.go.jp/iken/kazu.html> (2025-6-12).
- 20) 吉原 喜三久(2019), 平成の大合併における福島県喜多方市の検証—地域の均衡ある発展に向けた課題と未来への展望—, 社会デザイン学会学会誌, No. 10, 78-88.
- 21) 幸田 雅治(2013), 市町村合併による震災対応力への影響—石巻市にみる大震災と大合併—, 室崎益輝・幸田雅治(編), 市町村合併による防災力空洞化—東日本大震災で露呈した弊害(pp. 57-92), ミネルヴァ書房.
- 22) 仁平 典宏(2012), 二つの震災と市民セクターの再編: 3.11 被災者支援に刻まれた「統治の転換」の影をめぐって, 福祉社会学研究, No. 9, 98-118.
- 23) 都 岐如・小野田 泰明・佃 悠(2016), 災害復興における対口支援の展開に関する研究—ウエン川地震・玉樹地震・芦山地震の復興事業を対象として—, 日本建築学会計画系論文集, 81(724), 1291-1301.
- 24) 飯塚 智規(2022), 市町村に求められる新たな防災体制=受援体制の登場とその課題—国・広域自治体による支援体制と合致するために—, 法政治研究, No.8, 63-92.
- 25) 平木 繁・市古 太郎(2021), 指定管理者制度導入施設の避難所運営実態と課題の整理—平成 28 年熊本地震の 3 地域の避難所運営実態比較から—, 地域安全学会論文集, 38, 59-68.
- 26) Sandel, J, Michael. (2014), それをお金で買いますか—市場主義の限界, (鬼澤 忍 Trans.) 早川書房. (Original work published 2012)
- 27) Agmon, S. (2024), The moral limits of what, exactly?, Economics and Philosophy, 1–23.
- 28) Cordelli C(2020), The Privatized State, Princeton: Princeton University Press.